

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

(1) サービス提供責任者の資格要件

サービス種類		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
資格要件					
介護福祉士		○	○	○注2	○注4
養成研修修了者 (各研修に相当する研修も含む)	実務者研修	○	○	○注2	○注4
	介護職員基礎研修	○	○	○注2	○注4
	居宅介護従事者養成研修(1級)	○	○	○注2	○注4
	看護師及び准看護師	○	○	○注2	○注4
	訪問介護員(1級)	○	○	○注2	○注4
	居宅介護職員初任者研修	-	-	-	-
	介護職員初任者研修	-	-	-	-
	居宅介護従事者養成研修(2級)	-	-	-	-
	訪問介護員(2級)	-	-	-	-
	行動援護従事者養成研修	-	-	-	○注3、注5
	強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修及び実践研修)	-	-	-	○注5
その他		-	注1	-	-

注1 上記表のいずれかの資格要件を有している従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち、相当の知識と経験を有する者。

注2 以下のア及びイの要件を満たす者又は国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者。

ア 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従事者養成研修1級課程修了者、看護師・准看護師であって、3年以上介護等の実務経験に従事した者又は同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者であって、3年以上視覚障がい者の介護等に従事した者

イ 同行援護従業者養成研修(応用課程)を修了した者

※同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者であって、3年以上視覚障がい者の介護等に従事した者については、同行援護従業者養成研修(応用課程)とみなす。

※居宅介護職員初任者研修課程を修了した看護師は、3年以上の実務経験は不要。

※大阪市において、「大阪府移動支援従業者養成研修」の「視覚障害者移動支援従業者養成研修課程」を修了した者については、「同行援護従業者養成研修」(一般課程)修了者とみなす。サービス提供責任者として業務に就く場合は「大阪府同行援護従業者養成研修」(応用課程)を新たに受講し、修了する必要がある。

注3 平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

注4 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において、上記表の「行動援護」の資格要件のいずれかの要件に該当する者は、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務(※入浴、排せつ、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事)に5年以上かつ900日以上業務に従事した経験がある者で足りる

ものとする。

注5 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）であって、かつ、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務（※入浴、排せつ、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事）に3年かつ540日以上に従事した経験がある者とする。

※知的障がい者・知的障がい児・精神障がい者に対する直接支援業務の例

【知的障がい者・精神障がい者に対する直接支援業務】

[対象事業]

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助等に相当する事業

[職種]

ヘルパー、生活支援員、作業指導員等介護等を行う業務

【知的障がい児に対する直接支援業務】

[対象事業]

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児入所等に相当する事業

[職種]

保育士、介助員等介護等を行う業務

【実務経験及び日数換算について】

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

(2) 従業員の資格要件

サービス種別 資格要件	居宅介護				重度訪問介護	同行援護	行動援護
	身体介護	家事援助	通院介助 (身体介護あり)	通院介助 (身体介護なし)			
介護福祉士	○	○	○	○	○	○注11	○注10
実務者研修修了者	○	○	○	○	○	○注11	○注10
看護師及び准看護師	○	○	○	○	○	○注11	○注10
居宅介護職員初任者研修修了者 【旧居宅介護従業者養成研修(1・2級)】	○	○	○	○	○	○注11	○注10
介護職員初任者研修修了者 【旧訪問介護員養成研修修了者(1・2級)、旧介護職員基礎研修】	○	○	○	○	○	○注11	○注10
障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 【旧居宅介護従業者養成研修修了者(3級)】	○注4	○注5	○注4	○注5	○	○注5 注11	
旧訪問介護員養成研修修了者(3級)	○注4	○注5	○注4	○注5	○	○注5 注11	
同行援護従業者養成研修一般課程						○	
強度行動障がい者養成研修(基礎研修及び実践研修) 行動援護従事者養成研修(注1)					○		○注10
重度訪問介護従事者養成研修(注2)	○注6	○注5	○注6	○注5	○		
みなし証明者(注3)	○注3 注4	○注3 注5	○注3 注4	○注3 注5			
その他			○注7 30%減	○注7 注5		○注9	
居宅介護従事経験者					○注8		

注1 平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。

注2 平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。

注3 みなし証明者とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有すること

を知事が証明した者をいう。

注4 平成30年3月31日までに「身体介護を伴う」支給決定を受けた場合は、当該支給決定の有効期間に限り、報酬を算定できる。(ただし、30%減算)

注5 報酬が10%減算

注6 身体障がい者の直接支援業務の従事経験を有する者は、所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数を算定、所要時間3時間以上の場合は638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

注7 平成18年9月30日において、従来の視覚・全身性・知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者。

注8 平成18年9月30日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有するものであって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認められた者についても従事することを可能とする。

注9 以下の①～⑤のいずれかを満たす者

① 同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者※

※大阪市において、大阪府移動支援従業者養成研修の視覚障がい課程を修了した者については、同行援護従業者養成研修の一般課程修了者とみなす。

② 平成23年9月30日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪市長が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(※3)

③ 平成23年9月30日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪市長が認める研修の課程を受講中であって、平成23年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(※3)

④ 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障がいを有す身体障がい者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験を有する者

⑤ 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

※3 上記②及び③における大阪市長が相当するものとして認める研修は次のとおり。

(一般課程相当)

a ガイドヘルパー養成研修

平成2年度から8年度まで都道府県及び指定都市が実施したもの

b ガイドヘルパー養成研修(視覚障がい者課程)

「ガイドヘルパー養成研修実施要綱(平成9年5月23日付け障障第90号)」に基づき都道府県、指定都市、中核市が実施したもの

c 視覚障がい者移動介護従業者養成研修

廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)」第3号に掲げるもの

d 視覚障がい者外出介護従業者養成研修

廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)」第3号に掲げるもの

e 大阪府移動支援従業者養成研修（視覚障がい者課程）

大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき市町村又は指定研修事業者が実施したもの

f 大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修

※ただし、名称の異なる養成研修については、令和5年度末までの経過措置（10%報酬減額）

（一般課程及び応用課程に相当）

・社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修

（参考）大阪府知事及び大阪府指定研修事業者が実施したガイドヘルパー（移動支援従業者、外出介護従業者）

養成研修は大阪府が同行援護従業者養成研修（一般課程）相当と認める研修である。

注 10 上記表の「行動援護」の資格要件のうち、行動援護従業者養成研修修了者及び強度行動障がい者養成研修（基礎研修及び実践研修）であって、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者の直接支援業務※に1年以上就労かつ180日以上従事した経験がある者とする。

令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において、上記表の「行動援護」の資格要件（強度行動障がい者養成研修（基礎研修及び実践研修）、行動援護従事者養成研修修了者を除く）のいずれかの要件に該当するものであって、知的障がい者、精神障がい者又は障がい児の直接支援業務※に2年以上就労かつ360日以上業務に従事した経験がある者を含む。

注 11 平成30年4月1日以降は、1年以上の視覚障がいに関する実務経験が必要（直接処遇）

※知的障がい者・知的障がい児・精神障がい者に対する直接支援業務の例

【知的障がい者・精神障がい者に対する直接支援業務】

[対象事業]

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）等に相当する事業

[職種]

ヘルパー、生活支援員、作業指導員等介護等を行う業務

【知的障がい児に対する直接支援業務】

[対象事業]

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児入所等に相当する事業

[職種]

保育士、介助員等介護等を行う業務

【実務経験及び日数換算について】

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。